

令和 8 年度青森県青少年健全育成条例改正周知・啓発チラシ作成等業務仕様書  
(案)

1 委託業務名

令和 8 年度青森県青少年健全育成条例改正周知・啓発チラシ作成等業務

2 委託期間

契約締結日から令和 8 年 7 月 1 5 日 (水) まで

3 業務の目的

令和 7 年度中に改正が行われ、令和 8 年 7 月 1 日に施行される予定の青森県青少年健全育成条例の改正内容（淫行等の勧誘等及び自画撮り要求行為の規制）を周知するため、青少年（主に中高生を想定）向け制度周知・啓発のためのチラシの作成及び配布を行うこととし、これらに係る業務を委託するものである。

4 委託業務内容

(1) 青少年向け制度通知・啓発のためのチラシの作成

① チラシの編集・デザイン

標記チラシの編集・デザインを行う。具体的な掲載内容は、企画提案に基づき、発注者と協議の上決定する。

ア ターゲット

概ね小学校高学年から高校 3 年生まで

イ タイトル・テーマ

青森県青少年健全育成条例の改正内容（淫行等の勧誘等及び自画撮り要求行為の規制）

ウ 仕様

- ・ A 4 両面
- ・ フルカラー
- ・ 納品データファイル形式：ai、PDF、jpeg 等を想定

※企画提案に基づき、多少の変更があり得る。

エ 内容 (案) ※条例改正の概要については別紙のとおり。

- ・ 今回の条例改正により、淫行等の勧誘等及び自画撮り要求行為が新たな規制対象行為となったこと
- ・ 規制対象行為には罰則があること
- ・ 青少年の皆さんへの注意、呼びかけ
- ・ それでも困ったことが起きたら、の相談窓口等の紹介

## ②チラシの作成（印刷）

①でデザイン制作（校了）したチラシの印刷を行う。

印刷部数 100,000部（県内の小学校4年生～高校生に配布する数を念頭）

## （2）チラシの県内配布、発送等

（1）で作成したチラシを、令和8年6月末までに発注者が指定する児童・生徒に1部ずつ行き渡るよう県内の小・中・高等学校へ発送する。また、その他関係機関へも発注者が指定する部数を発送し、それら以外は県民活躍推進課へ納品する。

○発送先（※令和7年4月1日現在の情報を参考としています。）

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| ・ 県内小学校    | 242（国立1、市町村立241）校（箇所）         |
| ・ 県内中学校    | 151（国立1、県立1、市町村立143、私立6）校（箇所） |
| ・ 県内義務教育学校 | 1（上北郡）校（箇所）                   |
| ・ 県内高等学校   | 63（県立46、私立17）校（箇所）            |
| ・ 県内特別支援学校 | 21（県立20、国立1）校（箇所）             |
| ・ 市町村      | 40箇所                          |
| ・ 県内関係機関   | 20箇所                          |

## （3）想定スケジュール

具体的な作成スケジュールは、企画提案に基づき、発注者と協議の上決定する。

- |                   |             |
|-------------------|-------------|
| ・ 構成案・デザインイメージの決定 | 令和8年4月下旬    |
| ・ チラシの編集・デザイン     | 令和8年5月上旬～下旬 |
| ・ 校正、印刷           | 令和8年6月上旬～中旬 |
| ・ チラシ発送           | 令和8年6月中旬～下旬 |
| ・ 成果品の作成・納品       | 令和8年7月15日まで |

## 5 成果品及び納品場所

### （1）成果品

- ・ 業務完了報告書  
（発送先一覧、到達確認情報等を添付すること。電子データ可）
- ・ 作成したチラシのデザインデータ  
（ai、PDF、jpg等）
- ・ 発送業務のあと残部となった作成チラシ  
（100部単位で梱包するなど保管に適した体裁とすること）

※電子データについては、DVD等のメディアに格納して納品すること。

## (2) 納品場所

青森県こども家庭部県民活躍推進課

### 6 著作権について

成果品に関する全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、青森県に帰属するものとする。また、正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を継承したものに対し、原則として著作権人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

なお、成果品は、青森県が作成するホームページや各種情報提供媒体、行事イベント等に随時使用、複製できるものとする。

受注者は、成果品が第三者の著作権、その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一、第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。

### 7 その他

本仕様書に定めのない事項については協議の上決定する。

青森県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

新 条 文	旧 条 文
<p>(定義)</p> <p>第十一条 この章以下(第五章を除く。)において「青少年」とは、十八歳未満の者をいう。</p> <p>2・3略</p> <p>(淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止)</p> <p>第二十二条の二 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。</p> <p>(児童ポルノ等の提供の求めの禁止)</p> <p>第二十二条の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等(児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第二条第三項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)その他の記録をいう。以下同じ。)の提供を求めてはならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第十一条 この章以下(第五章を除く。)において「青少年」とは、十八歳未満の者(婚姻した者を除く。)をいう。</p> <p>2・3略</p>

第七章 罰則

第三十条 略

2 第二十二條第二項、第二十二條の二又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の三の規定に違反して次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

4・5 略

第三十一條 前條第一項から第三項までに規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

第七章 罰則

第三十条 略

2 第二十二條第二項又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3・4 略

第三十一條 前條第一項及び第二項に規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

(別紙2)

令和8年3月3日  
青森県こども家庭部  
県民活躍推進課

## 青森県青少年健全育成条例の改正（案）の概要



こどもまんなか青森

# 1 これまでの経緯

## (1) 刑法等改正（令和5年度）

16歳未満の者への面会要求行為及び自画撮り要求行為の規制新設（第182条）  
（但し13歳以上16歳未満の場合は加害者との年齢差5年以上）

## (2) 改正刑法を踏まえた検討（令和6年度～）

- ・条例の改正に当たっては改正刑法との法学上の整理が必要であったことから、県青少年健全育成審議会において、関係する専門家（憲法、刑法、社会学、ICT、精神保健、教育）を臨時委員として委嘱、臨時部会を設置して詳しい検討を実施。
- ・令和7年8月28日に開催された令和7年度第1回青森県青少年健全育成審議会において、青少年保護対策として条例改正を行う方向の答申がなされた。

## 2 改正（案）の方向性

刑法第182条の趣旨を踏まえ、淫行等の勧誘等及び自画撮り要求行為の規制条項を新設する。

### 【改正のポイント】

- (1) 保護対象年齢は、刑法（16歳未満の者）より広く、18歳未満の者とする。  
※13歳以上16歳未満の者についての5歳差以上の年齢要件を排除し、一律とする。
- (2) 罰則規定を設ける。
  - ① 淫行等の勧誘等：6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
  - ② 自画撮り要求行為：30万円以下の罰金

### 3 条文案（改正後内容・チラシ編集関係部分のみ） 1

（淫行又はわいせつ行為の勧誘等の禁止）

第二十二條の二 何人も、青少年に対し、淫行又はわいせつ行為を行うよう勧誘し、又は強要してはならない。

（児童ポルノ等の提供の求めの禁止）

第二十二條の三 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等（児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二條第三項に規定する児童ポルノ又は同項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）その他の記録をいう。以下同じ。）の提供を求めてはならない。

### 3 条文案（改正後内容・チラシ編集関係部分のみ） 2

#### 第七章 罰則

#### 第三十条 略

2 第二十二條第二項、第二十二條の二又は第二十三條の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

3 第二十二條の三の規定に違反して次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為
- 二 青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

#### 4・5 略

第三十一條 前條第一項から第三項までに規定する者は、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。ただし、青少年の年齢を知らないことについて過失がないときは、この限りでない。

## 4 内容解説 1 (第22条の2関係)

① 県条例第22条の淫行又はわいせつ行為につながる反社会的行為から青少年を保護することを目的として設けるもの。刑法第182条第1項の面会要求行為の禁止の趣旨を踏まえつつ、県条例として現状規定がない淫行につながる行為について禁止する。想定する行為態様としては青少年を対象としてのSNS等を利用したわいせつ目的での面会要求や、淫行等の勧誘である。

② 「何人」とは、県民はもちろん旅行者や滞在者も含み、現に県内にいるすべての人をいう。この「何人」には、青少年も含まれるが、青少年が行為者である場合には、県条例第33条の免責規定により処罰対象とはならない（当該行為が他の法令等により犯罪とされる場合を除く。）。

③ 「青少年」とは、県条例第11条第1項の定義と同義である。

④ 「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般を指すものではなく、「青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っ

ているとしか認められないような性交又は性交類似行為」（最大判昭60年10月23日刑集39巻6号413頁）をいう。

⑤ 「わいせつ行為」とは、「いたずらに性的欲望を刺激興奮させ、かつ、普通人の正常な性的羞恥心を害し、善良な性的道徳観念に反するような行為」（最判昭和26年5月10日刑集 第5巻6号1026頁）をいう。

⑥ 「勧誘」とは、勧め誘うことで、多くは行為者の意図する方向に行動するよう働きかけ、対象者をその気にさせることをいう。勧誘を受けたということを対象者が認識されるのであれば、手段・方法は問わず、また、対象者がその結果当該勧誘に応諾したかどうかは問わない。

⑦ 「強要」とは、無理に要求することを表し、多くは対象者の意思に反する、あるいは不同意とする行動等をさせようとする行為をいうものである。強要の手段としては刑法第223条に定める強要罪の要件とされている暴行や脅迫のほか、心理的・物理的を問わず青少年を畏怖させ、正常な意思表示等を抑圧するものであれば該当する。

## 4 内容解説 2 (第22条の3関係)

① 青少年の性的あるいはわいせつな姿態を自ら撮影させてそれを送信するよう求める行為（自画撮り要求行為）について、刑法第182条第3項の趣旨を踏まえつつ、青少年保護の目的のもと、県条例において処罰対象行為として規定するものである。想定する行為態様としては青少年を対象として行うSNS等を起点とした自画撮り要求等である。

②（※第22条の2に同じ）「何人」とは、県民はもちろん旅行者や滞在者も含み、現に県内にいるすべての人をいう。この「何人」には、青少年も含まれるが、青少年が行為者である場合には、県条例第33条の免責規定により処罰対象とはならない（当該行為が他の法令等により犯罪とされる場合を除く。）。

③（※第22条の2に同じ）「青少年」とは、県条例第11条第1項の定義と同義である。

④「児童ポルノ」とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第2条第3項に規定する児童ポルノ又は同法第7条第2項に規

定する電磁的記録その他の記録をいう。

⑤「提供」とは、方法・手段を問わず、要求行為者が当該児童ポルノ等を入手できるように行う何らかの行為をいう。

## 4 内容解説3 (第30条及び第31条関係)

①本条例の禁止規定等の実効性を担保するため、これらの規定に違反した者に一定の刑事罰を科することを明らかにしたものである。今回は、新設する淫行等の勧誘等の禁止と児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止について、それぞれ「6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金」、「30万円以下の罰金」を科すものである。

### ②第22条の2 淫行等の勧誘等の禁止

本条例における淫行又はわいせつ行為（第22条第1項）に係る罰則は、本条例における最高罰則となる2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金である。本件行為は、この淫行又はわいせつ行為につながる行為として考えられることから、これに次ぐ重い罰則を設定する。

### ③第22条の3 児童ポルノ等の提供を求める行為

本件行為は、前項に比較して間接的・遠隔的要素が大きく、直ちに淫行等に接続する行為ではないことから、②の次に重い罰則とするもの。なお、処罰するのは、下記要件のいずれかに該当した時のみ。

- 〈1〉青少年に拒まれたにもかかわらず、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為
- 〈2〉青少年を威迫し、欺き、若しくは困惑させ、又は青少年に対し、

対償を供与し、若しくはその供与の約束をする方法により、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為

④「拒まれた」とは、明示の拒絶である必要はなく、消極的であっても同意の意思表示が行われたことをいう。

⑤「欺き」とは、人の判断を誤らせるような手法を用いて、対象者が自然な状態で適切な判断を行い得ないような状況に追いやることをいう。

⑥「困惑させ」とは、手段や方法を問わず、行為者の発言等に同意しない意思を形成し、表明し、若しくは全うすることが困難な状態にさせることをいう。

⑦「対償を供与し、若しくはその供与の約束をする」とは、金銭的なものに関わらず何らかの利益、メリットを提示し、それを対象者に提供若しくはその約束をすることをいう。対象者がそれを応諾したかどうかは問わない。

⑧今回設定する規制行為は青少年を対象に行われる行為であるが、青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができない。